

事業概略書

事業名	強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について
事業目的	強度行動障害とは、多動、自傷、異食などの著しい不適応行動を頻回に示す状態を指す。20 年以上にわたる実践と研究から、医療も含めた適切な総合的な支援があれば安定した生活も可能であることが示されているが、全国の障害福祉関連機関でそうした支援の枠組みが共有されているとは言えない現状がある。本研究は、強度行動障害支援者に必要な基礎的内容を事業種を超えて提供する基礎研修プログラムを作成することを目的とした。加えて、障害支援区分の施行に合わせて、強度行動障害の判定に用いられる判定基準の見直しをするための基礎資料を得るための調査も実施した。
事業概要	<p>①強度行動障害支援者養成研修プログラムおよびテキストの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 研修プログラムおよびテキストを作成するとともに、都道府県研修の企画・運営を担う指導者を要請するための国研修を実施した。 ■ 国研修で使用したテキストをもとに、次年度以降の国研修および都道府県研修で使用する受講者用テキストを作成した。 <p>②行動障害の評価方法に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 行動障害を対象にした事業である行動援護の対象者判定に用いられている基準と、障害支援区分に基づく新しい基準の得点を比較検討した。 ■ 行動障害への支援環境を評価するための観点を整理するために、強度行動障害の支援事例の詳細な分析を行った。
事業実施結果及び効果	<p>①強度行動障害支援者養成研修プログラムおよびテキストの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国研修および都道府県研修で計 345 人の修了者を出した。 ■ 本事業を踏まえ、次年度以降の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」のカリキュラムが正式に確定された。 ■ テキストならびに入門用リーフレットが作成されたほか、都道府県研修の企画・運営に関する相談を受けるサポートデスクを設置した。 <p>②行動障害の評価方法にかかる調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本調査の結果をもとに、平成 26 年以降の新しい行動援護の判定基準の基準点が設定された。
事業主体	<p>郵便番号：370-0865</p> <p>所在地：群馬県高崎市寺尾町 2 1 2 0 - 2</p> <p>法人名：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p> <p>電話番号/E-MAIL：027-325-1501（代表）／webmaster@nozomi.go.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250 字程度で簡潔に記入すること。